

大東工業の環境方針

文書番号 DW-16

2019年9月01日

作成 菅原 承認 横山

1 基本方針

株式会社大東工業の全従業員は加工製作、販売と顧客の信頼に応え高質な製品、サービスの提供を通して高度な社会貢献を目指します。

2 活動方針

- (1) 当社は環境関連法を含む法令及び環境に関するその他の事項を確実に順守する事は勿論、お客様全ての方々に安全で安心して当社製品をご利用頂ける様、環境保全活動を推進します。
- (2) 当社はお客様に提供する、商品、サービス、技術、仕入先への指導を含め環境保全に努めます。
- (3) 当社全員が取り組む活動として以下の項目を推進します。
 - ① 省エネルギー、省資源の環境保全を維持します
 - ② 職場の無駄を失くし、コスト削減を推進します
 - ③ 3R（削減・再利用・再生利用）を維持し廃棄物削減に努めます
 - ④ 環境化学物質管理を徹底します

推進項目の説明

① 省エネルギー、省資源

② ムダな業務とは仕事の効率化を妨げる業務全般を指します。必要のない業

務、必要以上に細分化された業務、重複している業務、時間が掛かり過ぎる

業務、ミスを起こしやすい業務などがあります

仕事の無駄が生まれる理由

理由	内容
職場の共通認識なのか確認しない	効率を妨げている可能性がある作業が、職場で議論されないことにより、業務の負荷となっている事実があっても認識されない。結果として修正しようという動きにつながらない。
今のやり方を変えることを嫌がる	以前からのやり方を続けると非効率になりがちだが、現状を変えることへの抵抗感が強く、修正できない。
ムダを見つける活動をしていない	基本的にあらゆる業務の中にムダは存在する。業務にムダがあるという認識が欠けている。
必要以上に情報共有を行っている	細かなことまで情報を共有しようとする、ムダな工程が増えてしまう。
必要以上の業務が要求されている	メールで済ませられることで顔を合わせる、書類を用意したりするなど、現場で必要以上の業務が要求されている。

③ 3 Rについて

R e d u c e (リデュース)、R e u s e (リユース)、R e c y c l e (リサイクル) の三つの英語の頭文字を表し、その意味は次の通りです。

* R e d u c e (リデュース)

使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

* R e u s e (リユース)

使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして、廃棄しないで再使用すること。

* R e c y c l e (リサイクル)

再利用ができずにまたは再利用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

3R活動とは上の三つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(循環型社会)を作ろうとする社会です。

④環境化学物質管理

別紙一覧表の化学物質に関し極力使用しない様に努めます。

どうしても使用する場合は排気設備、手袋、マスクなどを装着し人体に害のないようにします。

又他の化学物質を使用する場合も、物質の特性に合わせた防護類を準備し人体に害のないようにします。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2(規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める 方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。) に定める方法(ただ し、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を 測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタ ン	0.004mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に 定める方法
1,1-ジクロロエチレ ン	0.1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジク ロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める 方法
1,1,1-トリクロロ エタン	1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロ エタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレ ン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
フッ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1(規格 34 の備考を除く。) もしくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを、日本工業規格 K170-6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別紙 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		